

登録にご協力ください

災害時の井戸水無償提供 鳥取県・境港市

鳥取県は、災害時に井戸水を無償で提供できる井戸を「災害時協力井戸」としてあらかじめ登録する制度を設けています。災害時に、井戸を開放することで、周辺住民の生活用水として活用するものです。

県と境港市は、事業所などで井戸を所有している皆さんに、制度の趣旨を理解して、登録を検討するようお願いしています。登録に当たっては、井戸水の水質検査を無料で実施します。

同登録のあらましは、次の通り。

登録条件(全てに該当すること) ▽災害時に井戸水を無償で提供できること ▽現在使用している井戸であること ▽くみ上げるための装置があること ▽利用するうえで危険がないこと ▽生活用水として該当すること(飲用ではありません) ▽井戸の所在地などの公開に同意できること

※普段から井戸の適切な管理に努めてください

登録申請の流れ ①申請書を境港市に提出 ②現地調査・水質検査を実施 ③名簿に登録 ④県が登録証と井戸標識を送付

詳しくは、境港市公式ホームページ(2次元コード参照)をご覧ください。問い合わせは、境港市防災危機管理課(☎47-1071)へ。

